

山武市債権管理適正化指針

収税課 債権回収対策室

○ 債権管理の目的

市債権の収入未済額は、近年の厳しい社会情勢の影響により、平成 23 年度をピークに増嵩したものの、その後の全庁的な徴収対策により若干減少傾向にある。しかしながら、依然として高水準のまま推移しており、今後も継続して徴収を強化せざるを得ない状況にある。

市債権については、多くの市民が誠実に納付している一方、支払能力があるにもかかわらず納付しない債務者もおり、市民負担の公平性の観点から、滞納を未然に防止するとともに、著しく誠実を欠く滞納者に対しては、厳正な姿勢で対処することが必要となる。市債権は、市の貴重な自主財源であり、市民生活に必要なサービスを持続的に提供していくためには、その確保が肝要であり、より一層の債権管理の適正化が求められている。

市では、市債権の効率的、効果的な回収を行うため、平成 23 年 4 月に各債権担当課の徴収事務に関する支援等を行う債権回収対策室を設置するとともに、全庁的な債権管理体制の構築を進めているところである。

本指針は、債権管理に関する組織及び事務処理の方向性を示したものであり、併せて各債権担当課職員が債権管理に関する知識を習得し、その事務を適正に遂行することにより、公正かつ円滑な債権管理を行うことを目的としたものである。

○ 債権管理の方向性

(1) 各債権管理担当課による法令に則った債権管理

法令、債権管理条例、債権管理マニュアル等に則った債権管理を徹底していく。各債権担当課の法令遵守に向けた取組が、市民に対して説明責任を果たすこと、ひいては歳入の確保につながることを意識した上で、適正な債権管理を実現する。

(2) 全庁体制による債権管理への取組と公金管理の一元化

債権管理は、市全体に係る共通課題であると位置づけ、債権管理の情報と手法の共有化を図るため、全庁的に債権管理に取り組む体制を強化する。併せて徴収困難な債権や一定の基準を満たした債権（以下「徴収困難な債権等」という。）については債権回収対策室に事務移管し、一元管理をする等、効率的な債権管理を実現する。

○ 具体的な取組

債権管理とは、債権者として行うべき保全、取立、内容の変更及び消滅に関する事務のことである。市債権が滞らないよう予防するとともに、滞納が発生した場合は、債権回収のために万全の措置を講じる必要があり、山武市においては以下の取組を行っている。

(1) 組織及び事務の体制

- ア 原則として、各債権担当課において賦課徴収、滞納処分及び法的措置を行う。
 - イ 徴収困難な債権等については、各債権担当課から債権回収対策室に事務移管し、滞納処分や法的措置を一括して行うことができる。
 - ウ 債権管理に関する技術的助言、情報提供等については、債権回収対策室において行う。
- (2) 例規、マニュアル等の整備
- ア 事務の進捗状況にあわせ、適正に債権管理条例を改正し、事務処理の効率化を図る。
 - イ 債権回収対策室は全庁的な債権管理に必要なマニュアルを適宜作成し、各債権担当課においては個別の債権管理マニュアルや年間スケジュール表を作成する等、債権管理全体の流れを明らかにした上で事務処理を行う。
 - ウ 徴収困難な債権等の事務の移管基準に基づき移管を行い、一元管理をする。
 - エ 適正な時効管理を行うため、滞納に係る個人毎の台帳を整備する。
- (3) 全庁組織
- ア 債権管理連絡調整会議において、事務上の必要事項の検討や債権管理体制の見直しを行い、全庁的な債権管理の実務の充実を図る。
 - イ 債権管理事務担当者会議において、債権管理に関する情報の共有及び連携を図る。
- (4) 職員の基礎知識及び心得
- ア 職員のスキルアップや債権管理ノウハウの蓄積が急務であることから、債権回収対策室は定期的な職員研修を実施し、併せて債権管理に関する事務の相談等を行う。
 - イ 適正な債権管理を行うため、法令遵守の徹底を図る。
 - ウ 日常の徴収事務においては、常に訴訟に至るケースを想定し、やるべき事務を遺漏なく行っていくことを心がけ、実践していく。